

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第10項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第30条の2第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第30条の2の次に次の1条を加える。

（条例第17条の3第2項の規則で定める期間）

第30条の3 条例第17条の3第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。